

## 平成 27 年 4 月介護保険制度改定に伴う「Quick けあ」の対応およびお客様作業について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。このたび平成 27 年 4 月介護保険制度改定版へのバージョンアップを実施させていただきます。本資料をご確認の上、各種資料を参考に作業を行って頂きますようお願い致します。

### 【はじめに（重要）】

#### ① 介護保険制度改定対応版のバージョンアップについて

今回の介護保険制度改定に対するバージョンアップですが、2 段階でご提供致します。まず、平成 27 年 4 月 20 日に Build52 をご提供し、6 月中旬に Build53 をリリース致します。それぞれの対応内容は以下の通りです。

なお、対象は全ての事業所となります。（前回改定対応パッチを適用した事業所も対象になります）

##### 【Build 52】 4 月 20 日（月）

- ①介護報酬請求のレセプト対応（様式等の変更含む）
- ②小規模多機能型居宅介護（短期利用）のスケジュール対応
- ③特定施設入居者介護サービス費の基準費用額変更の対応
- ④住所地特例に伴う対応
- ⑤サービスコード対応※
- ⑥地域区分対応※

※前回、居宅介護支援等に向けてご提供しております改定対応パッチの内容が含まれます。

##### 【Build 53】 6 月中旬を予定

- ①所得に応じた自己負担率 2 割（平成 27 年 8 月開始）
- ②平成 27 年 8 月改定分のサービスコード対応（介護福祉施設、短期入所生活介護）
- ③小規模多機能型居宅介護（短期利用）のレセプト対応
- ④平成 27 年 4 月版の通所介護、通所リハビリ等の計画書の対応
- ⑤その他、特定事業所集中減算等

#### ② 事業者の地域区分の設定について

平成 27 年 4 月より見直しが行われる地域区分は、バージョンアップ時に事業所番号（頭 2 桁）および住所にある市町村名が正しく入力されていれば自動的に設定されます。ただし、市町村名の誤入力等で地域区分が正しく設定されなかった場合、国保請求が全て返戻となります。お客様の自己責任となりますので、必ず画面上で確認（特に自事業所分）して頂きますようお願い致します。

#### ③ 事業者の体制設備について

バージョンアップ前に、平成 27 年 4 月以降の日付で体制設備が登録されている場合、該当の履歴を削除致します。ご了承の程、よろしくお願い致します。なお、サービス事業の体制設備の履歴には、“平成 27 年 4 月”の履歴が追加されておりますので、必要に応じて体制設備の設定を行って頂きますようお願い致します。

#### ④ 月間スケジュールおよび月間算定実績データについて

バージョンアップ前に、平成 27 年 4 月以降の月間スケジュールや月間算定実績が作成されている場合、平成 27 年 3 月で終了となる加減算項目は全て削除致します。ご了承の程、よろしくお願い致します。

#### ⑤ 小規模多機能型居宅介護(短期利用)対応について

4 月、5 月提供分の国保請求は 7 月請求から受付可能になることから、上記に合わせて

Build52 ではスケジュール作成までの対応を行い介護報酬請求の対応は Build53(6 月中旬)とさせていただきます。

##### ①小規模多機能型居宅介護(短期利用)予防複合型含む

- ・請求対象:介護給付費明細書(様式2, 2-2)
- ・請求可能時期:7 月

##### ②居宅介護支援または地域包括支援センター

- ・請求対象:介護給付費明細書(様式7)／給付管理票(様式11)
- ・請求可能時期:7 月

※小規模多機能(短期利用)以外でデイサービスや訪問介護等のサービスを使用している場合、

給付管理票から小規模多機能型居宅介護(短期利用)分を除けば請求することが可能です。

ただし、7 月以降に給付管理票を”修正”の区分で再請求する必要があります。

#### ⑥ 日常生活支援総合事業のシステム対応について

現時点では市町村と国保連合会との委託契約自体が進んでいないことから、平成 28 年度の対応としておりましたが、本改定対応が完了次第、開発に着手することになりました。ご提供時期については改めてご案内いたします。

※対応は“みなしサービス”のみになります。次回対応分に独自サービスは含まれませんのでご了承ください。

#### ⑦ 特定入所者介護サービス費の基準額超過時の対応について

”食事”や”居住費”の料金が国の基準額を超えた場合には補足給付の対象にならないことから国の基準額を超過した場合(負担段階 1～3 が対象)は、利用者請求書の作成時に超過分を自動的に”基準費用超過控除額”として相殺する対応をしております。

##### 【バージョンアップ後の状態】

バージョンアップ後、現行の請求運用に影響しないよう本機能は無効になっております。有効にする場合は、現行請求運用の変更が必要となる場合がありますので、事前にヘルプデスクまでご連絡お願い致します。

**また、本機能を既に運用している場合も、バージョンアップ後に機能が無効となりますので、有効に戻す必要がありますのでご注意ください。**

## ■前回改定対応パッチにて単位数に誤りが判明したサービスコードについて

前回ご提供しております改定対応パッチで対応したサービスコードのうち以下の単位数誤りが判明いたしました。

Build52 へのバージョンアップ時に単位数が修正されます。大変申し訳ございませんでした。

サービスコード	名称	誤	正
221613	老短 I iv 2	947	941
221614	老短 I iv 2・夜	919	913
228513	老短 I iv 2・超	663	659
228514	老短 I iv 2・夜・超	643	639
229513	老短 I iv 2・欠	663	659
229514	老短 I iv 2・夜・欠	643	639
224479	ㄱ老短 III iv 5	1326	1336
224480	ㄱ老短 III iv 5・夜	1286	1296
224519	ㄱ老短 III iv 5・未	1286	1296
224520	ㄱ老短 III iv 5・夜・未	1247	1257
225079	ㄱ老短 III iv 5・超	928	935
225080	ㄱ老短 III iv 5・夜・超	900	907
225119	ㄱ老短 III iv 5・超・未	900	907
225120	ㄱ老短 III iv 5・夜・超・未	873	880
225205	ㄱ老短 III iv 5・欠	928	935
225206	ㄱ老短 III iv 5・夜・欠	900	907
225245	ㄱ老短 III iv 5・欠・未	900	907
225246	ㄱ老短 III iv 5・夜・欠・未	873	880

## ■前回改定対応パッチから変更・修正した内容について

### ① サービス提供体制加算のサービス利用票・提供票の記載について

区分支給限度額外ということでサービス利用票・提供票に記載していませんでしたが、従来通り記載するように致しました。

### ② サービス提供体制加算の限度額超過時の対応について

限度額超過時のサービス利用票別表、提供票別表の記載に対応致しました。

### ③ 短期入所生活介護の個別機能訓練加算について

体制設備で“個別機能訓練加算”を「あり」にした場合、実績に関係なく算定されていた不具合を修正致しました。

**既に4月提供分の月間実績を作成している場合、バージョンアップ後に加算が全て削除されていますのでご注意ください。**

**大変申し訳ございませんが、バージョンアップ後は再度加算の実績入力をお願い致します。**

【方法1】: 請求情報に個別機能訓練加算を設定し、再度実績作成処理を行う。

【方法2】: 月間実績画面より手動で個別機能訓練加算の入力を行う。

## ■ご提供する資料について

今回ご提供させていただきます資料は、以下の4点となります。

No	資料名	内容
1	平成 27 年 4 月介護保険制度改定に伴う「Quick けあ」の対応およびお客様作業について	■本資料となります。各種改定資料の見方や重要事項を説明しておりますので、必ずご確認をお願い致します。
2	サービス種類別改定対応一覧	■制度改定対応の内容をサービス種類別にまとめております。 お客様側で行う作業について説明しておりますので、本資料を必ずご確認下さい。 ※必ず作業が必要となる項目は背景を黄色にしております。
3	制度改定に伴う各種操作方法について	■サービス種類別改定対応一覧で説明しているお客様側で行う作業を実際の画面で説明しております。  【資料内容】 (1)地域区分の設定方法について (2)体制設備の設定方法について (3)請求情報の設定方法について (4)週間サービス計画表および月間スケジュール作成について (5)月間算定実績の作成について (6)住所地特例の設定方法について (7)介護報酬算定情報(摘要記載欄)の設定について (8)特定入所者介護サービス費の負担額変更について  《その他》 ・特定入所者介護サービス費の基準額超過時の対応について ・地域区分適用地域一覧

以上